令和6年7月4日 モデル建物法の入力項目 ルート B の条件 ルート C の条件 (変更前 BEI が一定以上[®]であることが前提) (再計算による基準適合が必須) 備考 方法の変更(標準入力法⇔モデル建物法 等)は不可) C1 建物名称 C2 省エネルギー基準地域区分 変更不可 基本情報 C3 計算対象建物用途 変更不可 計算対象室用途(集会所等のみ) 変更不可 C5 計算対象面積 変更不可 変更可 PAL1 階数 変更不可 変更可 PAL2 各階の階高の合計 減少 変更可 - F A- 1 建物形状 PAI3 建物の外周長さ 減少 変更可 - ト A-イ PAL4 非空調コア部の外周長さ 変更不可 変更可 PAL5 非空調コア部の方位 変更不可 変更可 PAL6 外壁面積-北 減少 変更可 PAI7 外壁面積-東 変更可 PAL8 外壁面積-南 減少 変更可 — ⊦ A-⊏ PAL9 外壁面積-西 減少 変更可 - ⊦ A-⊏ 사壁性能 PAL10 屋根面積 変更可 減少 PAL11 外気に接する床の面積 変更可 設備 PAL12 外壁の平均熱貫流率 変更不可 減少又は5%を超えない増加 変更可 減少又は5%を超えない増加 PAL13 屋根の平均熱貫流率 変更不可 変更可 ート B-イ(イ)(ルート B-イ(ロ)と両立不可) (外皮) PAL14 外気に接する床の平均熱貫流率 変更不可 減少又は5%を超えない増加 変更可 ート B-イ(イ)(ルート B-イ(ロ)と両立不可) PAL15 窓面積-外壁面(北) 変更不可 変更可 PAL16 窓面積-外壁面(東) 変更不可 変更可 PAL17 窓面積-外壁面(南 PAL18 窓面積-外壁面(西) 変更可 窓性能 PAL19 窓面積-屋根面 変更不可 変更可 PAL20 外壁面に設置される窓の平均熱貫流率 変更不可 減少又は5%を超えない増加 変更可 - ト B-イ(イ)(ルート B-イ(ロ)と両立不可) - ト B-イ(イ)(ルート B-イ(ロ)と両立不可) PAL21 外壁面に設置される窓の平均日射熱取得率 変更不可 減少又は5%を超えない増加 変更可 PAL22 屋根面に設置される窓の平均熱貫流率 変更不可 PAL23 屋根面に設置される窓の平均日射熱取得率 変更不可 減少又は5%を超えない増加 変更可 - ト B-イ(イ)(ルート B-イ(ロ)と両立不可) 全体 ACO 空気調和設備の評価 変更可 AC1 主たる熱源機種(冷房) 変更不可 変更可 AC2 個別熱源比率(冷房) 変更不可 変更可 AC3 熱源容量(冷房)の入力方法 変更不可 変更可 AC4 床面積あたりの熱源容量(冷房) 変更不可 変更可 AC5 AC6 熱源効率(冷房、一次エネルギー換算) 向上 10%を超えない低下 変更可 熱源 AC7 主たる熱源機種(暖房) 変更不可 変更可 調和設備 AC8 個別熱源比率(暖房) 変更不可 変更可 AC9 熱源容量(暖房)の入力方法 変更不可 変更可 AC10 床面積あたりの熱源容量(暖房) 変更可 変更不可 (空調) AC11 熱源効率(暖房)の入力方法 AC12 熱源効率(暖房、一次エネルギー換算) 向上 10%を超えない低下 変更可 - ト A-ハ - ト B-イ(ロ)(ルート B-イ(イ)と両立不可) AC13 全熱交換器の有無 変更可 変更不可 AC14 全熱交換効率 変更不可 変更可 AC15 自動換気切替機能 「無」から「有」への変更 変更可 AC16 予熱時外気取入れ停止の有無 変更不可 変更可 AC17 二次ポンプの変流量制御 変更不可 変更可 AC18 変流量時最小流量比 変更可 変更不可 搬送制御 AC19 空調機の変風量制御 変更不可 変更可 AC20 変風量時最小流用比 変更不可 変更可 V0 機械換気設備の評価 全体 変更不可 変更可 V1 機械換気設備の有無 変更可 V2 計算対象床面積 変更不可 5%を超えない増加 変更可 V3 換気方式 変更不可 電動機出力の入力方法 変更可 V4 機械室 変更不可 - ト A-ハ - ト B-ロ(イ) V5 単位送風量あたりの電動機出力 10%を超えない増加 減少 便所 変更可 V6 高効率電動機の有無 「無」から「有」への変更 変更可 換 「無」から「有」への変更 V8 送風量制御の有無 変更可 ートA-ハ 気 機械換気設備の有無 変更不可 変更可 設 5%を超えない増加 ート B-ロ(ロ)(同用途のルート B-ロ(イ)と両立不可 V2 計算対象床面積 変更不可 変更可 備 変更不可 V3 換気方式 変更可 電動機出力の入力方法 駐車場 V5 単位送風量あたりの電動機出力 減少 10%を超えない増加 変更可 厨房 V6 高効率電動機の有無 「無」から「有」への変更 変更可 - F A-/ V7 換気ファンのインバータ制御の有無 「無」から「有」への変更 変更可 V8 送風量制御の有無 「無」から「有」への変更 変更可 全体 L0 照明設備の評価 変更不可 変更可 L1 照明設備の有無 変更不可 変更可 変更不可 照明器具の消費電力の入力方法 変更同 室指数が小さくなる変更 室指数 変更可 - I- A-用途1 照明器具の単位床面積あたりの消費電力 減少 10%を超えない増加 14 変更可 設 用途2 L5 在室検知制御 「無」から「有」への変更 変更可 備 用途 3 ートA-ハ L6 明るさ検知制御 「無」から「有」への変更 L7 タイムスケジュール制御 「無」から「有」への変更 変更可 — ト A-/ 18 初期照度補正機能 「無」から「有」への変更 変更可 - F A-全体 HWO 給湯設備の評価 変更不可 変更可 HW1 給湯設備の有無 変更不可 変更可 給 熱源効率の入力方法 HW2 変更不可 変更可 洗面· 温 熱源効率(一次エネルギー換算) 向上 10%を超えない低下 HW3 変更可 手洗い、 設 浴室、 保温仕様の良くなる(裸管→保温仕様2または3→保温仕様1、 備 変更可 配管保温仕様 厨房 もしくは、裸管→保温仕様 D→保温仕様 C→保温仕様 B→保温仕様 A)変更 HW5 節湯器具 「無」から「節湯 B1」または「無」から「自動給水栓」への変更 変更可 - ⊦ A-/ EV1 昇降機の有無 変更可 変更不可 昇 全体 一ト A-ハ交流帰還制御等 1/20可変電圧可変周波数制御方式(回生なし) 1/40可変電圧可変周波数制御方式(回生なり) 1/45 路 速度制御方式 EV2 速度方式により定められる係数が小さくなる変更(備考参照) 変更可 機 PV1 太陽光発電設備の有無 「無」から「有」への変更 変更可 太 全体 PV2 年間日射地域区分 変更不可 恋更可 陽 PV3 方位の異なるパネルの数 変更可 - ⊦ A-= 太陽電池アレイシステムの容量 増加 2%を超えない減少 変更可 発 PV5 太陽電池アレイの種類 変更可 変更不可 電 ペネル毎 PV6 太陽電池アレイの設置方式 変更可 変更不可 設 ート B-ホ(ロ)(同パネルのルート B-ホ(イ)と両立不可) PV7 パネルの設置方位角 変更不可 30 度を超えない変更 変更可 備 PV8 パネルの設置傾斜角

【参考 軽微な変更の各ルートについて】

1) 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更又は当該性能に影響しないことが明らかな変更(ルート A)

次のイから二までの変更が該当する。

- イ 建築物の高さ又は外周長の減少
- ロ 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少
- ハ 空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更(制御方法等の変更を含む。)
- 二 エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設
- 2) 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更(ルート B)

変更前の設計一次エネルギー消費量 (その他一次 エネルギー消費量を除く。)が基準 一次エネルギー消費量(その他一次 エネルギー消費量を除く。) に比較し 10%以上少ない建築物エネルギー消費性能確保計画に係る変更のうち、次のイからホまでの変更が該当する。

イ 空気調和設備

次の(イ)又は(口)のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

- (イ)外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率の増加(5%を超えない場合に限る。)又は減少
- (ロ) 熱源機器の平均効率の 10%を超えない低下

口 機械換気設備

- 一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、(イ)又は(口)のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。
- (イ) 送風機の電動機出力の 10%を超えない増加
- (ロ) 一次エネルギー消費量の算定対象となる床面積の5%を超えない増加(室用途が駐車場又は厨房である場合に限る。)

ハ 照明設備

一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、単位床面積あたりの照明設備の消費電力の10%を超えない増加に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

二 給湯設備

一次エネルギー消費量の算定対象となる湯の使用用途毎に、給湯設備の平均効率の 10%を超えない低下に該当し、これ以外の事項ついてエネルギー消費性能が低下しない変更。

ホー太陽光発電設備

次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

- (イ) 太陽電池アレイのシステム容量の 2%を超えない減少
- (ロ) パネルの方位角の 30 度を超えない変更又は傾斜角の 10 度を超えない変更
- 3)建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更(次のイから二までのいずれかに該当する変更を除く。)(ルート C)
 - イ 建築物の用途の変更
 - ロ 基準省令第1条第1項第1号の基準を適用する場合における同号イの基準から口の基準への変更又は口の基準からイの基準への変更
 - ハ 基準省令第1条第1項第1号ロの基準を適用する場合における一次エネルギー消費量モデル建築物の変更
 - ニ 基準省令第1条第1項第1号イ又は口の規定による省エネ基準への適合の確認から建築物総合エネルギーシミュレーションツール(BEST 省エネ基準対応ツール)を活用した省エネ性能を有することの確認へ の変更及び同ツールを活用した省エネ性能を有することの確認から同号イ又は口の規定による省エネ基準への適合の確認への変更